

# 業務指示書

## ベトナム国海上保安能力強化事業準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年12月2日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年12月7日 までにJICAホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用は認めません。

- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：各種調査船・訓練船建造に係る業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/建造計画/運営・維持管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：各種船舶建造に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

**【業務従事者：担当分野 運航計画/機関設計】**

- 1) 類似業務の経験：各種船舶建造に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

**【業務従事者：担当分野 機材・調達計画/積算】**

- 1) 類似業務の経験：各種船舶建造に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

**第6 プロポーザルの提出手続き等**

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年12月11日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

**第7 見積価格及び内訳書**

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
カウンターパートの出張旅費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0054 円, US\$1 = 120.93 円, EUR1 = 132.36 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～  
 (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)
- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム  
 ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
 注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用するの出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)  
 インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。  
 注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
- c) 電話会議  
 上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/建造計画/運営・維持管理計画  
 運航計画/機関設計  
 機材・調達計画/積算

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

21.05 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年1月6日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表

ベトナム国海上保安能力強化事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/建造計画/運営・維持管理計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 運航計画/機関設計	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 機材・調達計画/積算	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

ベトナムはインドシナ半島の東部に位置し、100万km<sup>2</sup>の排他的経済水域を持ち、約3,200kmに亘る海岸線を有している。同国が面している南シナ海は、アジアでも有数の好漁場であり他国漁船との入り会い操業地域であるとともに、天然ガスや石油の埋蔵量も多く、経済活動も活発に行われている。また、中東から東アジア各国に原油・LNGを運ぶ大型タンカー等が多数航行する海上交通の要衝でもある。

他方、毎年、夏季（7月～11月）には5～7程度の台風が通過する他、冬季（11月～4月）には大陸からの季節風の影響により、波高が大きくなることも多く（最大5～6m）、潜在的に海難事故の発生リスクの高い地域である。実際に、ベトナムでは海難により毎年400名前後の死亡・行方不明者が出ており、毎年300隻前後の船が破損・沈没しているため、海難救助に対する必要性は高い。また、海難事故の中には、重油の流出による海洋汚染を引き起こしている事案もあり、これらの対策も求められている。さらには、違法操業（毎年1,000件程度）、密輸出入事件（毎年1,500件程度）、海賊事案（未遂も含め、毎年20件前後）も発生しており、海上犯罪への取り締まりも課題となっている。

ベトナム海上警察（Viet Nam Coast Guard。以下「VCG」という。）は、首相直属の政府機関として、同国の領海、排他的経済水域等における安全の確保、治安の維持、法執行、捜索救助及び海洋環境保全といった海上保安業務を担っている。現在、VCGはハノイに置かれた本部の下、ベトナムの海域を4つに分け、ハイフォン（第1）、クアンナム（第2）、ブンタウ（第3）及びフーコック（第4）に管区本部を設置し、各区間に所属巡視船を配備しているが、所管する海域の安全を確保するために、継続的に巡視警戒業務に当たることが出来る船舶の絶対数が不足しており、必要な体制を整備できていない状況にある。

このような背景を踏まえ、新造巡視船の供与について、ベトナム政府から日本政府に対して有償資金協力の要請が行われた。

本調査は、このベトナム政府からの要請を踏まえ、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) 事業名

ベトナム海上保安能力強化事業

#### (2) 事業目的

VCGに巡視船を供与することにより、ベトナムの領海、排他的経済水域等における安全の確保、治安の維持、法執行、捜索救助及び海洋環境保全等の海上保安活動を適切に実施するための能力向上を図り、もって当該国の海上保安活動の強化に寄与することを目的とする。

(3) 要請概要

1,000 トン級 (総トン数) 巡視船 12 隻程度の整備 (STEP適用を想定)

(4) 対象地域

ベトナム全国

(5) 関係官庁・機関

ベトナム海上警察

(Viet Nam Coast Guard)

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- ・2014 年度「ノン・プロジェクト無償資金協力」(中古船供与): 5 億円、
- ・2015 年度「経済社会開発計画」(中古船供与): 2 億円、

### 3. 業務の目的

ベトナム政府から円借款の要請のあった「ベトナム海上保安能力強化事業」(以下、「本事業」という。)について、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施(調達・施工)方法、事業実施体制、運営・維持管理体制等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、ベトナム政府から要請のあった本事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) 重要事項の政策決定について

本事業は日本政府の外交・安全保障政策と密接に関係するところ、事業内容の重要事項は、日本・ベトナム双方の政府間協議を通じて決定される。国際協力機構(以下、「JICA」という。)は日本の外務省、国土交通省、海上保安庁と相談しつつ、決定された方針に沿って案件形成を行う必要がある。従って、事業内容の計画策定に当たっては、このことに十分留意すること。

(2) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果(結果)は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となる可能性がある可能性に留意し、ベトナム側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

- (3) 調査実施における JICA 及びベトナム側実施機関との協議について  
成果品のうち、中間報告書、ドラフト・ファイナル・レポートの作成においては、JICA との協議とともに、ベトナム側実施機関である VCG とも内容を協議・確認の上、最終化する。また、調査期間を通じて、密に JICA と協議を行い、調査の進捗や課題等を共有する。
- (4) 審査の重点項目  
本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。
- a) 調達・施工方法
  - b) 事業費
  - c) 事業実施機関の実施能力
  - d) 操業・運営／維持・管理体制
  - e) 運用・効果指標
- また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）する可能性がある。
- (5) 「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の参照  
本業務において設計・積算を行うに当たっては、2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照する。同マニュアルは、設計、積算を行う上での、留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。
- (6) 設計の精度  
本業務では基本設計レベルの設計・積算までを実施する。
- (7) 海上保安庁のアドバイス  
海上保安業務に使用される巡視船の設計及び建造は、我が国では海上保安庁の船艇以外に実績がないため、本事業に係る基本設計においては JICA の調整の下、海上保安庁の技術的なアドバイスを仰ぎながら調査を実施するものとする。
- (8) 特にプロポーザルにて記述を求める事項  
プロポーザルの策定に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、具体的な記述を行うこと。
- a) 国際的に比較優位を持つ我が国の船艇建造技術の例（STEP 要請に対応する場合の説明用）
  - b) 工期・工程の短縮化方策
- (9) ジェンダーへの配慮

VCG のジェンダー構成を把握すると共に、事業計画や設計にジェンダーへの配慮を反映させること。

(10) リスク管理シートの活用

本業務では別紙1の「リスク管理シート (Risk Management Framework)」を作成し、案件形成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定及び対応策を策定することとする。

(11) 情報収集の方法及びその扱い

海上保安に係るベトナム側の現有体制や将来計画については、同国の機密事項に類する分野と捉えられる可能性が高く、入手の困難も予想される。その場合、予め必要とされる情報項目を整理した上で、JICAに相談する。JICAは我が国外務省等と連携を図り、ベトナム側との会議やレター等を通じて情報提供を依頼する。なお、これにより得られた情報については厳秘とし、取扱いには十分注意する。

## 6. 業務の内容

### 【現況の確認及び事業の基本設計】

(1) インセプション・レポートの作成、説明、協議

- 1) 2014年7月～2015年10月の間にJICAが実施した基礎情報収集・確認調査の関連資料等の内容をレビューする。
- 2) 上述のレビューを基に調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- 2) 過去の類似案件（インドネシア国「海賊、海上テロ及び兵器拡散の防止のための巡視船艇建造計画」、イエメン国「海上保安能力向上計画（巡視船艇建造）」、等）の準備調査報告書等を基に、巡視船の仕様及び付属資機材について国内準備期間中に想定しうる複数のオプションを検討する。また、同オプションを基に、国内造船所の空き等を確認の上、建造期間・建造計画につき予め検討する。
- 3) JICAからの指示に基づき「防衛装備品移転三原則等」に関連した情報収集を行う。
- 4) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- 5) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、ベトナム側実施機関であるVCGに対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(2) 事業の背景・経緯の確認※

- 1) ベトナムにおける海上保安分野に係る上位計画や開発計画等を確認すると共に、現状と課題を整理し、本事業の位置づけ及び本事業の意義を確認する。
- 2) ベトナムの社会経済状況や、船舶・海運業、水産業、海難事故、海洋汚染、海上犯罪、海賊事案等の状況（数値統計を含む）を調査し、本事業の必要性及び妥当性を確認する。
- 3) 日越外交における本事業要請の経緯・内容を確認する。

4) 本事業の必要性、妥当性、開発効果等を確認する上で必要な統計データを収集する。

※ 情報収集の方法については予め JICA に相談する。

(3) 海上保安活動・巡視船整備計画及び運営・維持管理能力の確認※

- 1) 海上犯罪取締り、救難救助、巡視船艇の運用指令、他機関との役割分担等の海上保安活動の実態を確認・整理する。
- 2) 海上警察全体及び各基地・海域における、巡視船艇及び関連資機材の運用体制（予算（過去 5 年間程度の推移を含む）、組織、施設・設備、人員配置、技術力等）の現状を確認し、課題を整理する。
- 3) VCG における最新の船艇建造計画、船舶付属機器を含む関連資機材の導入計画（他ドナー支援を含む）及びそれぞれの配備計画を確認する。
- 4) 上述の最新の建造・導入計画に基づく、巡視船艇及び関連資機材の運用体制（予算、組織、施設・設備、人員配置、技術力等）の将来計画を確認し、今後求められる運営・維持管理体制を確認する。
- 5) 効率的な運営・維持管理を行うため「予防的保守体制; Preventive Maintenance Policy (PMP)」等の長寿命化計画を検討し、同計画に基づく予備品調達の検討を行う。

※ 情報収集の方法については予め JICA に相談する。

(4) 日本からの供与が想定される新造船に求められる機能の確認※

- 1) 現有巡視船の任務・役割を可能な範囲で確認すると共に、新たに配備される新造船の海上保安活動に求められる配備計画・任務・役割を確認する。
- 2) 上述の任務・役割に対して本事業で整備される巡視船に求められる能力・機能を検討する。
- 3) 上述の能力・機能に対応する巡視船の仕様について、ベトナム国側と協議を行い、ベトナム国側の要望を詳細に把握する。なお、仕様に関する協議に際しては、必要に応じて複数のオプションを事前に準備し、協議に当たることとする。

※ 情報収集の方法については予め JICA に相談する。

(5) 技術支援内容の検討

本事業で整備される巡視船の運営・維持管理に関する技術的支援について、先方の要望を詳細に把握した上で、必要な支援の内容、実施時期、手法等を検討する。

(6) 船艇設計

(1) ~ (5) の成果等に基づき、プロジェクトの船艇設計を行う。同設計には最低限以下の項目を含めるものとする。

- 1) 計画・設計の基本方針
- 2) 基本計画（巡視船及び付属機器の基本仕様）
- 3) 概略設計図

また、次の点に留意して検討する。

- ① 巡視船艇に搭載される付属資機材の選定に当たっては、その必要性・妥当性を、ベトナム国側の将来運航計画を参照しつつ検証し、その仕様を検討する。また、VCG が所有又は所有する予定としている通信機器との整合性を可能な限り確保する。なお、付属資機材の種類について、日・越側負担の基本方針が本調査に先立ち政府間で検討される予定であるが、現時点では未定なため、同方針については JICA から追って提示する。
- ② VCG の技術レベルや運営・維持管理の難易度等を十分考慮し、設計に反映させる。
- ③ 巡視船艇特有の仕様・装備については、JICA から指示があった場合、海上保安庁からの技術的アドバイス等を受けつつ設計を行う。

#### (7) 建造計画

(1) ~ (6) の成果等に基づき、以下の点に留意して建造計画を策定する。

- ① 我が国造船会社の船台の空き状況等を確認した上で、適切な建造計画（調達・建造方針、建造上の留意点、調達監理計画、建造工程、海上回航工程等）を策定する。
- ② 回航に際して必要な諸手続きを確認する。

#### (8) プロジェクト実施スケジュール

調達手続きを含めた建造計画について、月単位のバーチャート（当機構の様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな項目や船舶本体建造以外の工程（回航に際して必要な諸手続等）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

#### (9) 事業計画の概要

上記調査及び JICA との協議踏まえ、以下の項目を含む事業計画の概要を作成する。

##### 1) 本事業の目的

##### 2) 本事業の内容

本事業で整備される巡視船について、その主要な諸元及び付属資機材を計画する。

##### 3) コンサルティング・サービスの TOR（案）作成等

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（入札補助・設計・施工監理）の内容、要員計画、その規模（M/M）、スケジュール、費用等について、計画し、コンサルティング・サービスの TOR（案）を作成する。

#### (10) 本事業の概略事業費

本事業の概略事業費については、以下に従って積算を行う。

##### 1) 事業費項目

基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

##### a. 本体事業費

##### b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション



- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. フロントエンドフィー
- f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g. その他 1（融資非適格項目）
  - ① 用地補償等
  - ② 関税・税金
  - ③ 事業実施者の一般管理費
  - ④ 他機関建中金利
- h. その他 2
  - ① 完成後の委託保守費
  - ② 初期運転資金
  - ③ 移転地整備にかかる費用
  - ④ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
  - ⑤ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

## 2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム (Excel ファイル) の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

## 3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照する。

## 4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

### (1 1) 中間報告書の作成・説明・協議

(1) ~ (10) の検討結果を中間報告書として取りまとめ、主に本事業の船舶設計（船艇仕様、用途、配置計画等）、建造計画（調達・建造方針等）、本体実施スケジュール、事業計画、概略事業費等について、ベトナム国実施機関である VCG への説明及び協議を行う。

### (1 2) 船舶設計に基づく新造巡視船の運営・維持管理体制の検討

本事業により調達される巡視船について、策定された船舶設計を基に、適切な運営・維持管理体制を検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 運営・維持管理体制の確認
- 2) 運営・維持管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- 3) 運営・維持管理機関の財政・予算状況

- 4) 運営・維持管理機関の技術水準
- 5) 運営・維持管理機関の実績

(13) 事業実施体制

ベトナムで実施されている当該類似業務の実施体制、制度を把握した上で、本プロジェクトの事業を実施するに際しての体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 事業実施体制の確認 (PMU : Project Management Unit の設立等)
- 2) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認 (法的な位置づけを含む)
- 3) 実施機関の財政・予算状況
- 4) 実施機関の技術水準
- 5) 実施機関の当該類似事業実施の経験

(14) 巡視船の供与条件及び運用状況のモニタリング体制の確認

我が国が供与を想定している巡視船が第三者への移転や、軍事目的に使用されることのないことを改めて確認すると共に、それが巡視船供与の条件の一部であることを規定する。また、供与後の巡視船の運用に関し、第三者への移転や軍事目的に使用されることがないようにモニタリング体制について十分な体制を構築すべく、その旨をベトナム側と協議する。この業務に関し、ベトナム政府や日本国政府との主体的な調整は JICA が実施するが、コンサルタントは技術的な観点に基づいた側面支援を行う。

(15) プロジェクト実施に当たっての留意事項

プロジェクトを円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

特に、プロジェクト実施の際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

- 1) ベトナムにおける当該類似業務の調達事情
  - ・ 船艇建造及び公共調達の入札と契約にかかる一般事情
  - ・ 現地コンサルタント (詳細設計、施工監理) の一般状況
  - ・ 現地施工業者の一般事情
- 2) 入札手法、契約条件の設定
  - ・ 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等
- 3) コンサルタントの選定方法
  - ・ International Consultants の採否 等
- 4) 施工業者の選定方針
  - ・ P Q : Pre-Qualification 条件の設定
  - ・ L C B : Local Competitive Bid の採否
  - ・ 入札パッケージ (発注規模、工種別の発注等) の考え方 等

なお、本プロジェクトにおいては、特に調達管理にかかる先方実施機関の能力について不安が残るため、事業実施に当たって、我が国の技術支援 (技術協力) の必要性について検討し、提言する。

#### (16) プロジェクトの評価

プロジェクトを1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標(運用・効果指標)を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。併せて、各指標に関し必要なベースラインデータおよび目標年の目標値を提案する。この他、定量的指標として受益者数を算出する。なお、内部収益率(EIRR)については算出の必要性に関する見解を確認すると共に、必要ある場合は算出する。

#### (17) 準備調査報告書(ドラフト)の作成、協議

(1)～(16)の検討結果を準備調査報告書(ドラフト)として取りまとめ、JICAに提出する。また、JICAからの指示に基づき準備調査報告書(ドラフト)を修正の上、ベトナム国実施機関等に説明し、内容を協議・確認する。

#### (18) 防衛装備品移転三原則に係る対応の側面支援

準備調査報告書(ドラフト)の作成・協議に前後して、我が国政府による防衛装備品移転三原則に基づいた関係機関との調整が行われる。その過程で関連資料の作成などが必要となることが想定されるため、主体的な対応はJICAが実施するものの、コンサルタントはその側面支援を行う。現時点では詳細が未定なため、具体的な業務内容についてはJICAから追って指示する。なお、この段階での業務は、我が国政府による調整状況によってスケジュールの前倒しなど、変更となる可能性がある。

#### (19) 準備調査報告書の作成

ベトナム政府関係者等への準備調査報告書(ドラフト)の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書(成果品)を作成する。

### 7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(5)準備調査報告書及び(6)デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

#### (1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部数：和文3部(簡易製本)

#### (2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容、船舶仕様及び付属資機材の想定しうるオプション等

提出時期：調査開始後1ヶ月以内

部数：和文10部、英文10部、ベトナム語10部(簡易製本)

(3) 中間報告書

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、ベトナム国関係機関の現況調査と課題の抽出、船舶設計、建造計画等

提出時期：調査開始3ヶ月以内を目処

部 数：和文10部、英文10部、ベトナム語10部（簡易製本）

(4) 準備調査報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始7ヶ月以内を目処

部 数：和文10部、英文10部、ベトナム語10部（簡易製本）

(5) 準備調査報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：ドラフト・ファイナル・レポートに対するベトナム側コメント提出から1ヶ月以内

部 数：和文10部、英文10部、ベトナム語10部（製本）、CD-R3部

(6) デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部 数：CD-R2部

### **第3 業務実施上の条件**

#### 1. 業務工程

2016年1月中旬より業務を開始し、2016年4月中旬を目途に中間報告書を提出する。その後業務を継続し、2016年7月中旬までに準備調査報告書（ドラフト）、2016年8月中旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目安

合計 約30.13M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 業務主任／建造計画／運営・維持管理計画（2号）
- 2) 運航計画／機関設計（3号）
- 3) 艀装・電気通信設計
- 4) 機材・調達計画／積算（3号）
- 5) 評価分析／経済財務分析

##### (3) 通訳

必要に応じ、英語・ベトナム語の通訳を現地にて傭上することを認める。

#### 3. 現地再委託

調査内容のうち、現地再委託を想定している項目はないが、現地再委託を行う必要がある場合は、プロポーザルにて明確な理由と共に提案すること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月版）」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

プロポーザルには、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

#### 4. 貸与資料

ベトナム国海上保安分野に係る情報収集・確認調査報告書（東南アジア・大洋州部東南アジア第三課/連絡先 03-5226-9071 にて閲覧可）

#### 5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

## 6. その他の留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (2) カウンターパートの出張旅費

C/Pの出張旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後のC/P機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費をC/Pに支給することが出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。

- 1) プロジェクト業務に関する用務、目的地であること
  - 2) 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）
  - 3) 当機構が事前に承認していること
  - 4) C/P機関からの申請書を取り付けていること
- 経費については分けて見積もることとする。

### (3) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。

### (4) 現地調査時の連絡体制

ベトナム国における調査実施に関し、JICA ベトナム事務所及び在ベトナム国日本大使館と連絡を密に行うこと。

### (5) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上